

2010年4月施行「労働基準法改正」解説

これからの労務管理を考える労働時間管理セミナー

～管理職問題や割増率アップ等、今日的諸問題について～

労働基準法の改正が、2010年4月より施行されます。近年、労働基準監督署による労働時間及び割増賃金に対する指導やサービス残業に対する是正勧告が急増しております。割増率アップや代替休暇等、実務における影響も少なくありません。また、管理職の残業代支払に対する裁判例や長時間労働者の健康管理に与える影響も問題視されており、労働時間管理をめぐる企業の適切な対応が早急に迫られております。本セミナーでは、労働時間法制の最新動向や最新の裁判例を踏まえながら、実務で対応すべき労働時間管理の諸問題について、具体的に解説致します。

日時 平成21年11月18日(水) 13時30分～16時30分

会場 伊丹商工会議所 2階会議室

伊丹市宮ノ前2-2-2 TEL072-775-1221 阪急「伊丹」・JR「伊丹」駅より徒歩約7分

対象者 人事・総務・コンプライアンス等担当者、各部門責任者

受講料 無料

講師 春名・田中法律事務所 弁護士 田中 賢一氏 三木 麻鈴氏 細川 敦史氏

プログラム

労働時間の管理、メンタルヘルスマネジメントについて

- 1) 労働時間管理の必要性
- 2) 時間外労働と割増賃金
- 3) 管理監督者の時間外労働～「名ばかり管理職」の問題
- 4) 精神障害等による労災支給決定件数の増加傾向、自殺者の増加
- 5) メンタルヘルス対策支援センター事業

休日・休暇、年次有給休暇について

- 1) 「休日」と「休暇」
- 2) 休日労働と割増賃金
- 3) 振替休日と代休
- 4) 年次有給休暇の権利
- 5) 年休付与の方法
- 6) 年休の計画的付与

労働基準法の改正(2010年4月施行)について

- 1) 賃金割増率の引き上げ
- 2) 割増賃金支払に代えた有給休暇付与
- 3) 時間単位での年休付与

定員 40名(先着順) 受講票は発行いたしません。そのままお越し下さい。

お問合せ先 伊丹商工会議所 伊丹市宮ノ前2-2-2 TEL072-775-1221 FAX072-775-1223

11/18 労働時間管理の諸問題と実務の最新動向 FAX072-775-1223

事業所名		業種	
TEL		参加者氏名	
住所		参加者氏名	

ご記入いただきました個人情報は、本セミナーの運営及び当会議所より情報提供のみに使用いたします。